

昭和二十四年四月二十二日
答 弁 第 八 号

(質問の 八)

衆甲第一七号

昭和二十四年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員林百郎君提出長野縣における教員の不当弾圧に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

衆議院議員林百郎君提出長野縣における教員の不当彈圧に関する質問に対する答弁書

一、長野縣教育委員会について、労組法第十一條違反の事実があつたかどうかについては、念のため同委員会に照会中である。

もし、労組法第十一條違反の事実があり、これに対する地方労働委員会の請求があれば、檢察廳において適正に処理する。

二、強要罪の告訴事件は、長野市警察において犯罪の嫌疑ありと認め、被疑者兩名を逮捕の上長野地方檢察廳に制規の事件送致をなしたものである、本件は、長野地方檢察廳でなお捜査中であり、追つて結果は判明するものと思うが、被疑者兩名の身柄は、檢察廳で直ちに釈放したものである。本件について目下のところは警察側の不当彈圧と認める事情はない。

右答弁する。